

笠岡警察署速度取締り指針

笠岡警察署の速度取締りの重点については次のとおりです。

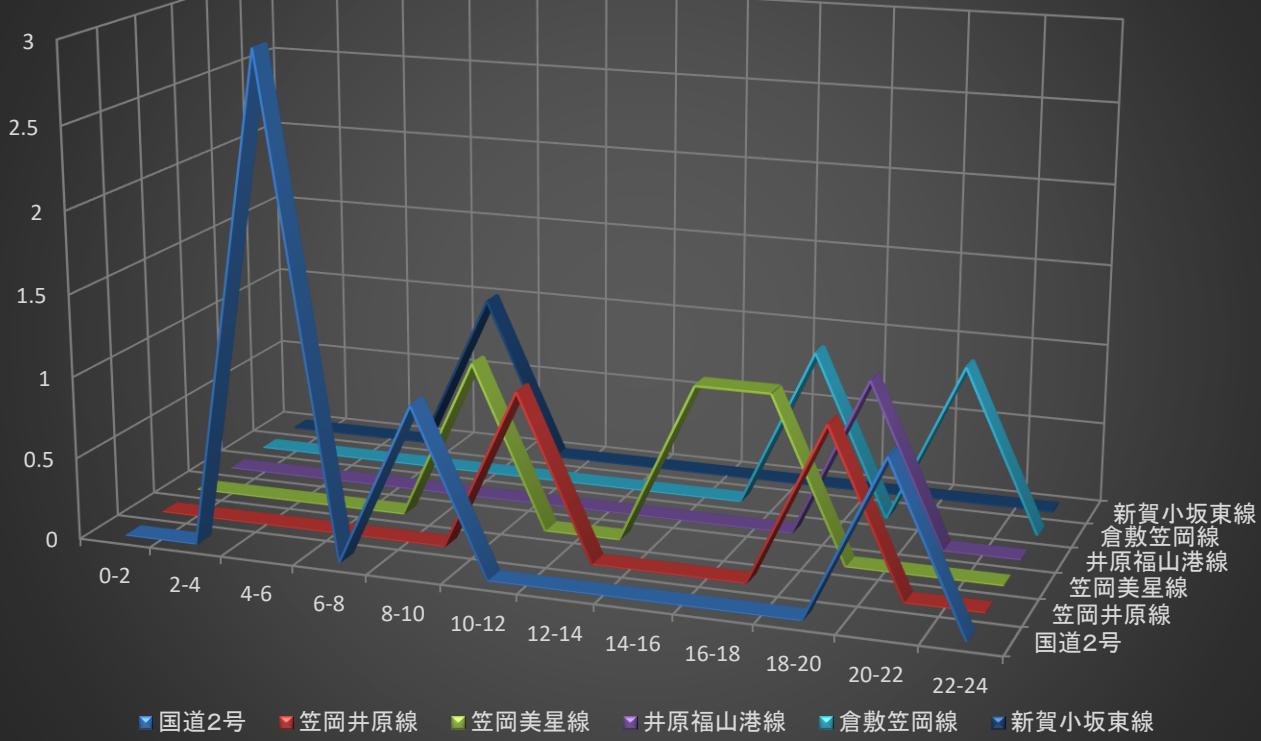
ただし、重点以外の場所、時間帯においても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道2号	4:00～10:00、20:00～22:00	富岡～大宜地区	50キロ
笠岡美星線	16:00～22:00	小平井～走出地区	40・50キロ

笠岡警察署管内の人身事故発生状況

【過去10年】

路線・時間帯別 事故発生相関表



◇ 交通死亡事故発生状況 ◇

過去10年に、国道2号（用之江地内）及び新賀小坂東線（尾坂地内）において速度超過を伴う死亡事故が2件発生しています。また、国道2号では午前4時から午前10時までの間及び午後8時から午後10時までの間、笠岡美星線では、午後4時から午後10時までの間に多発している。

◇ 取締り指針 ◇

主要道路である国道2号においては、午前4時から午前10時までの間及び午後8時から午後10時までの間、笠岡美星線においては、午後4時から午後10時までの間、重点として定置式及び可搬式速度取締りを実施する。

その他の交通指導取締り要点

- 事故多発学区や危険な交差点において、横断歩行者等妨害や一時不停止違反の取締りを強化します。
- 交通秩序の維持、更なる向上のため、携帯電話等の使用違反やシートベルト装着義務違反、合図不履行等の取締りを行います。
- 取締りに加え、幹線道路や生活道路での白バイやパトカーによるレッド走行・駐留監視のほか、歩行者や自転車利用者のマナー向上のため指導を強化します。

通学路・生活道路では、可搬式速度違反自動取締装置を用いた速度取締りを強化します。